

令和5年第8回

安芸高田市農業委員会議事録

総 会

令和5年8月22日（火）

安芸高田市農業委員会

総 会 出 席 簿

【開催年月日】 令和5年8月22日（火）

【時間及び場所】 午後1時30分より 安芸高田市民文化センター4階小ホール

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
日程第 2 議案第43号 事業計画変更承認申請について
日程第 3 議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第46号 農用地利用集積計画の決定について

議席	氏名	印	議席	氏名	印	議席	氏名	印
1	光永 直義	○	5	藤原 憲司	○	9	仁伍 雅史	○
2	秋國 満	○	6	山本 英次	欠	10	田中 秀之	○
3	水重 克幸	○	7	津田 義則	欠	11	境江 芳暢	○
4	見坂トシ子	○	8	黒瀬 忠司	○	12	高松 忠夫	○

事務局 出席 稲田 圭介 事務局長

藤城 輝久 係長

中村 貴啓 主任

総会開始 午後1時30分

総会時間 40分

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時30分 開会

○田中会長

ただいまより、令和5年第8回安芸高田市農業委員会総会を開会をいたします。

本日の総会に6番 山本委員さん、7番 津田委員さん、2名の欠席がございました。したがって、ただいまの出席人員は10名でございます。定数に達しておりますので、これより令和5年第8回安芸高田市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元のほうに配付をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

日程第1 議事録署名委員の指名を行いたいと思います。会議録署名委員につきましては、安芸高田市農業委員会総会会議規則第13条第2項の規定により、議長において行います。3番 水重委員、4番 見坂委員、両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 議案第43号 事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

はじめに事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続きまして担当委員の調査報告を行います。受付番号1号につきまして、3番 水重委員さんからお願いいたします。

○水重委員

3番 水重です。1号について報告いたします。

8月10日、農業委員、推進委員、事務局とで現地を確認いたしております。別図の43-1をご覧ください。申請地の右の道を下方向に進むと、●●●●●●●●の倉庫。上方向に100mほど進むと●●●●●●●●に出ます。●●●●●●●●を●●方向に200m進むと●●●●●●●●入り口の点滅信号にいたります。この案件は3月の総会で審議、許可をいただいたものです。今回、譲受人の●●氏が事業の継続が困難となり、引き続いて同条件にて●●氏が継承するものです。共同住宅、駐車場としての利用で事業変更はなく、この申請に至ったことはやむを得ない事と確認をしております。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。これより、質疑、意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。質疑、意見がないようでございます。質疑、意見を終了し採決に入ります。

議案第43号 事業計画変更承認申請について、申請通り賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第43号 事業計画変更承認申請については、申請どおり許可することに決しました。ここで議長交代のため暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時35分 休憩

午後1時35分 再開

○水重職務代理

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第3 議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案の要点説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○水重職務代理

ありがとうございました。続きまして担当委員の調査報告を行います。

受付番号50、54、55号について、5番 藤原委員お願いいたします。

○藤原委員

はい、5番 藤原です。

44-50について説明をさせていただきます。8月10日に農業委員、推進委員にて現地を確認しております。それから事務局も同行して確認しております。

この案件につきましては、以前、空き家付き農地という事で確認をしたところなんですけれども、場所的にはですね、ちょうど八千代町●●の元の●●●●の●●●●●●に沿った所にあります。それから●●氏につきましては、元々ここに母屋がありまして、納屋があつて、離れみたいなのがあったんですけども、街の方へ出られまして子供さんもこちらに帰ってくることはないという事で、屋敷終いをするという事で、以前から買ってもらえるところがあればという事で不動産会社の方へ打診をしておいたみたいですが、今回うまく話しがまとまってですね。これは今●●なんです、●●の方に沿った方に屋敷跡がありまして、その上にこの畑と田があるんですけども、現在は●●氏が家庭菜園ということで、休みの日には来て耕したりしたということです。まあこれはセットじゃないと売れないという事で、セットで売るという事で不動産会社に話していたようですが、やっと話しがまとまってですね、商談がまとまったという事ですね。交通の便もいいですし、ちょうど家庭菜園という事ですから荒らされることもなく、譲受人も移住されるという事でいい話しではないかと思っています。

件の土地があるんですけど、下の借りている駐車所と一体的に利用するという事で、一面を駐車場として使うんですけども、上物は建てないという事で、通行権はしっかり確保して、里道との境界はきっちりして通行を確保することで。そのへんは確約いたしますという事で、駐車場でありますし大きな建屋ではありませんのでいい事ではないかと。特に問題はないという事で確認をいたしました。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。ここで質疑及び意見に入ります。質疑、意見はありませんか。

質疑、意見が無いようでございます。質疑、意見を終了し、これより採決に入ります。議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について申請通り賛成の委員は挙手お願いいたします。

[賛成者挙手]

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。したがって、議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請につきましては、申請どおり許可することに決しました。次へまいります。ここで暫時休憩に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時06分 休憩

午後2時10分 再開

○田中会長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第5 議案第46号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。以上で事務局の要点説明を終わります。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。ございませんか。質疑、意見がないようございますので、質疑、意見を終了し、採決に入りたいと思います。

議案第46号 農用地利用集積計画の決定について、本案は計画通り決定することとし、妥当意見を付し、市長に回答することに賛成の委員は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第46号 農用地利用集積計画の決定につきましては、計画通り決定することとし、妥当意見を付し市長に回答することに決しました。

以上で本総会に付議をされました案件の審議は全て終了をいたしました。これをもって、令和5年第8回安芸高田市農業委員会総会を閉会といたします。

大変皆様お疲れでございました。ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時14分 閉会